

1. 議事日程（第21日目）

日程第 1 議案訂正の件

日程第 2 総務常任委員長報告

1. 議案第54号 上天草市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

2. 議案第55号 上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について

3. 議案第59号 平成30年度上天草市一般会計補正予算（第2号）（所管部門）

4. 議案第61号 平成30年度上天草市斎場特別会計補正予算（第1号）

5. 陳情第2号 江後区内生活排水路整備の陳情

日程第 3 経済建設常任委員長報告

1. 議案第59号 平成30年度上天草市一般会計補正予算（第2号）（所管部門）

日程第 4 文教厚生常任委員長報告

1. 議案第56号 上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

2. 議案第57号 上天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

3. 議案第58号 上天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

4. 議案第59号 平成30年度上天草市一般会計補正予算（第2号）（所管部門）

5. 議案第60号 平成30年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第 5 議案第59号 平成30年度上天草市一般会計補正予算（第2号）

日程第 6 報告第10号 上天草市国民保護計画の変更の報告について

日程第 7 同意第6号 上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 8 発議第 3号 社会資本整備総合交付金の重点配分対象事業として位置付け  
た通学路整備の実施を要請する決議書の提出について

日程第 9 議員派遣の件

日程第 10 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

---

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(15名)

議長 園田 一博		
1 番 木下 文宣	2 番 何川 誠	3 番 嶋元 秀司
5 番 宮下 昌子	6 番 西本 輝幸	7 番 高橋 健
8 番 小西 涼司	9 番 新宅 靖司	10 番 田中 万里
11 番 北垣 潮	12 番 島田 光久	13 番 津留 和子
14 番 桑原 千知	15 番 田中 辰夫	

---

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

---

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀江 隆臣	副 市 長	小嶋 一誠
総務企画部長	和田 好正	市民生活部長	宇藤 竜一
建設部長	山下 正	経済振興部長	井手口隆光
教育部長	中文近	健康福祉部長	辻本 智親
上天草総合病院事務長	尾崎 忠男	総務課長	濱崎 裕慈
会計管理者	堀川 雅輔	水道局長	小西 裕彰

---

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 長	海崎 竜也	局長 補 佐	松尾 伸之
主 事	浦下 千明		

---

開会 午前10時00分

○議長(園田 一博君) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。

本日、議会運営委員会が開催されておりますので、その報告を求めます。

議会運営委員長。

**○議会運営委員長（北垣 潮君）** おはようございます。

本日6月21日、議会運営委員会を開催し、追加議案について審査しましたので、その結果について御報告申し上げます。

まず日程1で、議案訂正の件について議決を行うことに、決定いたしました。

追加議案等は報告1件、同意1件、議員発議1件の合計3件です。

まず、報告第10号、上天草市国民保護計画の変更の報告については、法令に基づく報告です。

次に、同意第6号、上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて及び発議第3号、社会資本整備総合交付金の重点配分対象事業として位置づけた通学路整備の実施を要請する決議書の提出については、提出者から説明を受け、これに対する質疑、討論を経て表決することに決定いたしました。

最後に、議員派遣の件の議決を行うことに決定しましたので、御賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

**○議長（園田 一博君）** お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（園田 一博君）** 御異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長の報告のとおり決定しました。

ここで発言訂正の申し出がっておりますので、これを許します。

高橋健君。

**○7番（高橋 健君）** 先般、行われました一般質問、北垣潮議員の発言に対しての本来なら取り消してほしいですけども、言論の自由がございますので、訂正の精査を議長にお願いしたいと思っております。

その中身につきましては、龍ヶ岳市民、姫戸市民に関しては、合併してほとんどの人が悪かったと。大矢野町、松島町の人たちはほとんどの人がよかったと思ってる。そういう発言、おおむねそういう発言だったというふうに思っております。詳しくは議事録のほう確認していただければいいと思っておりますけれども。そこについて、私は、訂正をお願いしたいと思っております。訂正をお願いする理由としまして、ほとんどそう思っている、という発言だったと思っております。その根拠。どういう根拠があって、私は少なくとも、北垣潮議員より大矢野町の市民の方々は知ってると思っております。やっぱり議場で発言する場合には事実をやっぱり私は言うべきだと思う。言論の自由がございますので、あの人は言いよるとか、そういう人がいますとか、そういう発言だったらいいですけども、ほとんどという表現をされたと思っておりますので、そこら辺の確認をお願いします。

あと、もう一つとしましては、私ども市議会議員としては、上天草市全体の奉仕者です。もう上天草市が合併して何年も経ちます。いろいろ地区ございますけれども、我々は市民の代表として、仕事をやっていかなければいけない。そういう立場で今まで私は個人的には、やってきたつもりでございます。ですので、発言の自由はございますけれども、そこに関しましては、不穏当発言に当たるといふふうに私は個人的に思いますので、そこら辺を議長に精査をしていただきたいなというふうにお願いをしておきます。

○議長（園田 一博君） ただいま高橋君から北垣君の発言に対し、発言訂正の要求がありました。この件につきましては、議長において、後刻、記録を調査し判断することにいたします。

それで、よろしいですか。

○7番（高橋 健君） はい。

---

#### 日程第1 議案訂正

○議長（園田 一博君） それでは、日程第1、議案訂正の件を議題といたします。

本案の理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（宇藤 竜一君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案訂正の説明をさせていただきます。

本議会に提案しております、議案第55号、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定についての議案を一部訂正したいので、上天草市議会会議規則第19条の規定により申し出をするものでございます。正誤表及び生産性向上特別措置法の経緯をごらんください。

提案の理由といたしましては、当初、この議案の附則の施行期日について、生産性向上特別措置法の施行の日から施行するとしておりました。これは、去る6月1日の提案時に、同法の施行期日を定める政令が公布されていなかったことによるものでしたが、本議会中に政令が公布され、施行期日が、この条例の公布予定日より早い平成30年6月6日に定められました。

このことにより、施行期日を訂正するものでございます。

以上、議案の訂正について御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（園田 一博君） 本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。よって、議案訂正の件は承認されました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時08分

---

再開 午前10時14分

日程第2 総務常任委員長報告

○議長（園田 一博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、総務常任委員長報告。

さきの本会議において総務常任委員会に付託いたしました議案第54号、上天草市職員の自己啓発と休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ほか4件を議題といたします。

総務常任委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（新宅 靖司君） おはようございます。

総務常任委員長報告をいたします。

さきの本会議において、総務常任委員会に付託を受けました案件について、去る6月14日及び6月21日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

開会后、江後区内生活排水路整備及び上天草市斎場特別会計補正予算に係る現地踏査を行いました。

まず、議案第54号上天草市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案につきまして、慎重に審査を行いました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第55号、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、中小企業の固定資産税の減免に関する条例改正であるが、市内で対象となる事業所はどのくらいあるか、また、設備の減免対象は、新規の購入になるのかと質疑があり、執行部から、対象は法人では646社、個人では358名となり、合計1,004事業者が対象となる。また、設備は新規だけでなく、買い替えも対象となると答弁がありました。

また、委員から、事業者への広報はどのように行うのかと質疑があり、執行部から、市の広報紙で事業者に対しては、周知を行いたいと考えている。

また、商工会の支援が必要となることから、商工会の会報などにも掲載し、事業者への周知を図りたいと答弁がありました。

本案につきまして、慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第59号、平成30年度上天草市一般会計補正予算第2号所管部門についてでございますが、委員から、地域おこし協力隊活動報償費について、湯島地区に隊員を1名追加する予定のことだが、その詳細はと質疑があり、執行部から、現在湯島地区には、平成29年1月から隊員が1名活動中であるが、農業振興や海産物の加工品販売開発、また、観光ツアーのガイドや、インターネットを通じての情報発信など、さまざまな活動を行っている。

また、湯島が新聞やテレビなどでの露出がふえ、観光客が増加したことで、想定していた現隊員の業務量を上回っている状況である。そのため、今回新たに観光分野を専門とする隊員を1名増員し、業務量の改善及びさらなる島の振興を図るものであると答弁がありました。

また、委員から、地域おこし協力隊は、教良木と湯島で活動しているが、地域の活性化のために、他の地域への拡充について今後どのように考えているかと質疑があり、執行部から、姫戸や龍ヶ岳など、他の地域からの要望も昨年上がっている。ただし、隊員の配置に当たっては、最終的には、地域の活性化及び隊員の定住を目指しているので、地域の受け皿などよく確認し、隊員を募集するなど、地域の課題と隊員のマッチングをしっかりと行いたいと考えていると答弁がありました。

また、委員から、隊員を選考する一連の流れはどのようになっているかと質疑があり、執行部から、募集に関しては、市のホームページや移住、定住のサイトなどを介して行っている。その後、書類選考を行い、行政と地域の方を含めた選考会を開催して決定していると答弁がありました。

本案につきまして、慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案61号、平成30年度上天草市斎場特別会計予算第1号についてでございますが、委員から、数年前に改修したと思うが、現地を確認したところ、確かに老朽化が目立つ。しかし、合併特例債が延長になったことを受け、本年度に現地確認を行ったところ、複数の改善箇所が見つかったとのことだが、定期的に管理も行っているので、雨漏りなどは以前からわからなかったのかと質疑があり、執行部から、斎場は昭和58年に建設され、現在34年を経過している。平成21年に待合室の改修、太陽光パネルの整備改修などを行い、平成22年に1号炉と2号炉の改修を行った。火葬炉の耐用年数は7年から8年であり、今回改修を予定していたところである。

また、雨漏りなどに関しては、以前からあっていた。本年度は、喫緊に整備が必要である火葬炉を合併特例債の期限内で改修するというで計画しており、そのほか、雨漏りや外壁のクラックなどに関しては、建物の劣化の状態を見て優先順位を決めて、計画的に行う予定であったと答弁がありました。答弁に対して委員から、優先順位を決めて改修を行う予定だったということだが、時間の経過とともに劣化が拡大し、改修費用が多くかかることになる。もう少し早目に対応すべきではないかとの質疑がありました。執行部からは、大きなお金がかからないようにそのように整備していきたいとの答弁がありました。

本案につきまして、慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第2号、江後区内生活排水路整備の陳情についてでございますが、執行部から、陳情カ所の整備に関しては、道路の勾配等の問題もあり、道路側溝の改修を元とした江後区の要望を実現するには、高額な予算が必要となり、生活排水を流すために、市道側溝整備に取り組むことは、側溝の本来の用途とは異なっている。

また、既存の道水路整備と生活排水路の整備であれば、上天草市生活雑排水整備事業に該当するため、地権者など関係者の同意及び受益者負担の同意があれば、順次事業を進めていきたいと考えているとの説明がありました。委員から、地区の同意が得られた場合、何年ぐらいで工事ができるかと質疑があり、執行部から、要領に基づいた手続が行われれば、9月定例会に補正予算として計上したいとの答弁がありました。

また、委員から現地を確認し、夏は特に悪臭がすることで、早目の整備が良いと思う。しかし、陳情内容は、市道の側溝整備となっており、道路等の雨水を流すための側溝に生活排水を流すとなっている。

また、その工法では費用が高額になってしまうこともあり、お互いに歩み寄ってもらうためにも、執行部の説明にあった排水路の整備について、よりよい方向で行うためにも、地元と話し合ってもらおうということで、今回は不採択とすべきであるとの意見が出ました。

本案につきまして、慎重に審査いたしました結果、全員異議なく、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、執行部から、業務改革モデルプロジェクトにかかる提案事業について、上天草市第2次総合計画後期基本計画の策定方針について、上天草市新市まちづくり計画の変更方針について、上天草市前島観光拠点施設の指定管理候補者の選定について、上天草市公共施設等総合管理計画アクションプランの策定について、国民の保護に関する計画の変更について、第3次上天草市男女共同参画推進計画について報告がありました。

以上が委員会で審査した主な内容でありますので、よろしく御審議いただき、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

また、総務常任委員会といたしまして、閉会中の継続審査及び審査の申し出をすることに決定いたしましたことを御報告申し上げます。委員長報告を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（園田 一博君） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

7番、高橋健君。

○7番（高橋 健君） 委員長報告の中で、江後地区の排水が不採択になってますけども、これ解釈としましては、出されたやつは全部道路だけじゃなくて、個人の道路もあつたりしたり、生活排水が入るんで、受益者負担が出てきますと。そういったところ了解した中で、精査した中で場所を絞って、出し直しじゃないですけども、上手いこと出してくださいみたいな感じの採択になったんですか。それともこの内容だったら採択に多分そうだと思うんですけども、全部を採択はできませんから不採択ですという意味でよろしいですかね、解釈的にそっちでよろしいですかね。

○議長（園田 一博君） 委員長。

○総務常任委員長（新宅 靖司君） 今回の陳情については、原課も区長さんとの聞き取りをさ

れたようです。それで、陳情の内容が側溝を生活排水路として、まず、改良してほしいというふうな意向が強かったということで、ただそれを改修するとなると、相当な金額もかかると。それと、生活排水を側溝に流すというのは本来の目的から外れているということも含めて、そして、委員会では、生活排水として要望すれば、原課は、陳情しなくても対応しますということも、話があっております。そういうことで、今回の陳情の内容に対しましては、委員会としては不採択といたしました。

○議長（園田 一博君） 高橋健君。

○7番（高橋 健君） 理解しました。大丈夫です。

○議長（園田 一博君） ほかに。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） これで質疑を終わります。

議案第59号、平成30年度上天草市一般会計補正予算第2号を除く議案について、これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

ただいま委員長から報告がありました案件について、順次採決いたします。

議案第54号、上天草市職員の自己啓発と休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第54号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第55号、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第55号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第61号、平成30年度上天草市斎場特別会計補正予算第1号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第61号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は、委員長報告のとおり可決されました。

陳情第2号、江後区内生活排水路整備の陳情を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

陳情第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立少数です。

したがって、陳情第2号は不採択とすることに決定しました。

---

### 日程第3 経済建設常任委員長報告

○議長（園田 一博君） 次に、日程第3、経済建設常任委員長報告。

さきの本会議におきまして、経済建設常任委員会に付託いたしました議案第59号、平成30年度上天草市一般会計補正予算第2号、経済建設常任委員会所管を議題といたします。

経済建設常任委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） おはようございます。

経済建設常任委員長報告をいたします。

さきの本会議において、経済建設常任委員会に付託を受けました案件について、6月13日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案第59号、平成30年度上天草市一般会計補正予算第2号の所管部門についてでございます。

まず、経済振興部所管では、委員から、後山排水機場ポンプ設備改修工事等の減額補正について、改修工事が2年間延長し、平成32年度に実施することになった理由は何かと質疑があり、執行部から、本事業については、熊本県に対し事業要望を行っており、県内におけるポンプ場排水施設の順位調整の結果、同工事については平成32年度に実施することになったと答弁がありました。

また、委員から、集中豪雨やいろいろな災害が起りやすい環境の中で、2年間延長される間の対策等は何か考えているのかと質疑があり、執行部から、通常点検を行っており、常に施設の運転等にも気を配りながら運用していきたいと考えていると答弁がありました。

また、委員から、荒廃農地等利活用促進交付金について、非常にいいことだと思うが、周知はどのように行われているのかと質疑があり、執行部から、認定農業者会を通じて個々の農業者に通知をする場合と、JAの部会を通じて通知をする場合、また、常々、職員が農家の方から聞き取りを行って、要望があった場合には情報提供するなどして周知を行っているとの答弁がありました。

また、委員から、農地等災害復旧工事について未完了カ所が19カ所となっているが、これ

は29年度の災害なのか。また、工事の方法はと質疑があり、執行部から、この災害については、平成27年度及び平成28年度に発生した災害であり、平成29年度分については、繰り越しをお願いしている。施工方法としては、災害現場の状況に合わせてブロック積み並びに石積みでの施工を予定していると答弁がありました。

また、委員から、受益者の負担はあるのかと質疑があり、執行部から、農地については30%の負担をいただくと答弁がありました。

次に、建設部所管では、委員から、橋梁長寿命化計画策定業務委託料について、通学路でもある野釜大橋の補修工事の計画はあるのかと質疑があり、執行部から、現在樋島大橋の補修工事を行っており、次は、野釜大橋の補修工事を予定していると答弁がありました。

また、執行部から野釜大橋の街灯については、漏電が発生しているとの情報があり、対策について調査すると説明がありました。その説明について、委員から修復までの間の対応策はどのように考えているのかと質疑があり、執行部から、現在片側だけ点灯している状況であり、漏電対策については、早急に調査を進めたいと答弁がありました。

また、委員から、区長並びに市民の皆さんからの相談に対しては、速やかに対応いただくよう、お願いしたいと意見がありました。

また、委員から、舗装工事補助事業について、地域から多くの舗装工事の要望があっていると思うが、早急に確認いただき、なるべく早く施工していただきたいと質疑があり、執行部から、地域からの舗装工事の要望が平成28年度までに60路線、平成29年度に19路線の要望があっている。

また、職員のパトロールで、補修が必要な77路線を確認しており、あわせて、150路線あることになるが、今後は、地域の方々の安全を確保するために全力で取り組みたいと答弁がありました。

また、委員から、舗装の優先順位は何を基準に定めているのかと質疑があり、執行部から、損傷度合いとか通学路であるとか、また、幹線道路であるとか、いろんな項目を設けて評点を付け、点数並びに地域性を考慮しながら、一つの地域に固まらないよう計画していると答弁がありました。

また、委員から、優先順位をしっかりと定め、不平不満が出ないように年度計画を立ていただき、市民に説明ができるようにしていただきたいと意見がありました。

このほかにも、委員からの質疑、執行部からの答弁を踏まえ、本案につきましては慎重に審査いたしました結果、全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、報告事項について申し上げます。執行部から、樋島漁協損失補償金の債権回収状況について、上天草港、江後港区、江後排水門修繕に係る予備費充用について、知十港区、水域占用に係るその後の対応について、平成29年度ふるさと納税の実績について、生産向上特別措置法について、上天草市観光ブランディング計画について、前島地区交差点改良工事の進捗状況についての報告がありました。

以上が委員会で審査した主な内容でございますので、よろしく御審議いただき、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

なお、経済建設常任委員会として、閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに決定いたしましたことを御報告申し上げます、経済建設常任委員長報告を終わります。

よろしく願いいたします。

**○議長（園田 一博君）** 以上で、経済建設常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

5番、宮下昌子君。

**○5番（宮下 昌子君）** 執行部からの報告の内容について少し質問いたします。

まず、樋島漁協損失補償金の債権回収状況についてと、それともう一つ、前島地区交差点改良工事の進捗状況についてということで報告があったということですが、簡単にいいですので、その報告内容と、それから、委員の皆さんから何か意見は出なかったのかをお聞きいたします。

**○議長（園田 一博君）** 委員長。

**○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君）** まず、樋島漁協損失補償金の債権回収状況についての報告でございますけれども、債権者の残債額の報告、それから、樋島漁協分の徴収の結果の報告等がありました。樋島漁協分については、23年度から25年度に360万。26年度から29年度に40万円の回収があったという報告でございました。質疑については、保証人の確認の質疑があったと記憶しております。

あと、前島地区交差点の進捗状況についてですけれども、本年度7月末の完了を目指して取り組んでおりますという報告がありました。市道前島1号線改良工事のほうですけれども、これが、平成30年2月に契約を行っております。工程として予定どおり進んでいるところです。今後、関連工事ということになりますけれども、水道管及び温泉管の埋設工事が予定されておりますので、水道局などと協議しながら、本年7月末の完了を目指して取り組んでおりますとの説明がありました。質疑は特にありませんでした。以上です。

**○議長（園田 一博君）** 宮下昌子君。

**○5番（宮下 昌子君）** はい、樋島漁協の損失補償金については、計画どおりにまだ行ってないと思うので、今後そのどういうふうに進めていくかっていうのは、執行部から計画みたいなのが報告があったのかどうかと、それと前島地区については、もともと7月末完了が計画、これは計画どおりということだったですかね。ちょっとその辺の確認と、それと、あそこいつも通りますけど、7月って言えば、多分観光客もたくさん来られて多くなりますので、そもそも7月末が予定だったのかっていうのですね。もう少しどうだったのかなっていうのを、ますますふえてきますので、その辺のことをちょっと心配しました。

**○議長（園田 一博君）** 委員長。

**○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君）** 前島地区の工事については、8月の工事着手を予定しているということになります。施行時期については、夏休み行楽シーズンでありますとか、9

月の五橋祭などありますので、そういったイベントに配慮しながら、最終的な舗装仕上げまで年度内の完成を目指すということでございます。

樋島漁協債権回収については、引き続き、回収の督促を行っていくというような説明だったかと思っております。以上です。

○議長（園田 一博君） ほかに。14番、桑原千知君。

○14番（桑原 千知君） 経済建設の委員会で、私が今から言うことを次回の委員会で検討していただきたいと思います。

今、宮下議員が、樋島漁協、樋島漁協って言いますけど、樋島漁協は、もう求償権を放棄しているわけですよ。だから、さも樋島漁協がまだ債権があるような話を、議論していただければ、組合自体が迷惑をかけてるような形に法律的に言うた場合の中でのそういった文言の使い方がいいもんか悪いもんか\_\_\_\_\_。

○議長（園田 一博君） 桑原千知君、これは委員長への質疑は結果と経過について事実確認することになっておりますので、委員会に審査した以外のことから\_\_\_\_\_。

桑原千知君。

○14番（桑原 千知君） 最初の言い方が、私が悪かったんですけど、そういう話の部分を含めて議論をされたことはありませんでしたかということ締めくくって話をするつもりでございました。だから、委員会の中でそういう話は出ませんでしたかということ、いうことであってですね。何も委員会にケチつけるということじゃないんですよ。そういう意見は出ませんでしたかという話。

○議長（園田 一博君） 委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） 報告事項でございますので、報告事項に対しての質疑というのは、先ほども申し上げましたとおり、重疊的債務者の確認、あるいは連帯保証人の確認だけが質疑に上がっていて、その他のことは質疑には何ら上がっておりません。

○議長（園田 一博君） 桑原千知君。

○14番（桑原 千知君） だから、樋島漁協を、前面に出した中での部分に関しては、対外的な部分を含めて、そういうことを言っているかという話は出ませんでしたかというのを私は問いよつとですよ。

○議長（園田 一博君） 委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） 出ておりません。

○14番（桑原 千知君） わかりました。

○議長（園田 一博君） ほかにありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） これで質疑を終わります。

日程第4 文教厚生常任委員長報告

○議長（園田 一博君） 日程第4、文教厚生常任委員長報告。

さきの本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第56号、上天草市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ほか4件を議題といたします。

文教厚生常任委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（桑原 千知君） おはようございます。

文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました案件について、去る6月12日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、審査について報告いたします。

議案第56号、上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、改正内容の要点を、また市としての認定こども園を推進していく計画があるかと質疑がありました。これに対し、執行部から、今回の改正は、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の指針に関する法律の一部を改正によるもので、要綱の修正及び支給認定証の交付が任意化されたことに伴う、特定教育・保育施設における受給資格等の確認の取り扱いの変更である。また、本市においては、現在のところ、私立の認定こども園が1園あるのみで、公立の保育園での認定こども園への移行は考えていないと答弁がありました。

このような審議を経まして、委員会では全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第57号、上天草市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、本市には該当する施設がないが、今後、市として看護小規模多機能型居宅介護施設の設置を推進する計画はあるかと質疑がありました。これに対し執行部から、必要な施設だと認識しているが、人材不足で設置は難しい状況である。今後、地元の医院から打診があれば、情報を共有しながら検討していきたいと答弁がありました。

このような審議を経まして、委員会では全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第58号、上天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めた条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第59号、平成30年度上天草市一般会計補正予算（第2号）（所管部門）につい

て報告いたします。

まず、健康福祉部門について委員から緊急通報システム事業について、他の地域では、民間委託を導入しているとのことであるが、どのような事業者が委託先として選定されているかと質疑がありました。これに対し、執行部から警備会社が主に選定されていると答弁があり、委員から、郵便局など、地域に根づいた企業はきめ細かなサービスが提供できる。委託先の選定について、幅広い方法を検討してほしいと提案がありました。

また、委員から、設置の対象者は65歳以上となっているが、設置基準はあるのかと質疑がありました。これに対して執行部から、65歳以上でひとり暮らしであれば、設置の対象となる。要綱上、細かな設置基準を定めていないため、設置台数は多くなっている。現状の課題解決のため、今後要綱改正を検討していきたいと答弁がありました。

また、委員から緊急通報の件数及び誤報の件数はと質疑がありました。これに対し、執行部から、天草全域では、平成29年度は約301件の通報があり、うち232件の誤報がある。約77%が誤報であったと答弁がありました。

次に、教育部門について、委員から、学習支援員を配置する基準はあるかと質疑がありました。これに対し執行部から複式学級や教員負担の緩和が必要であると認められる場合などに配置していると答弁がありました。

また、委員から、企業体験推進事業推進校交付金について、今回は、龍ヶ岳中学校を対象に実施するということだが、今後、対象校を広げる予定はないかと質疑がありました。これに対し執行部から、県の単年度交付事業であるが、継続し、市内の小中学校に広げていきたいと答弁がありました。このような審議を経まして、委員会では全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第60号、平成30年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、委員から、第7期介護保険事業計画の実施に当たり、介護給付費準備基金を活用する予定はあるかと質疑がありました。これに対し、執行部から、計画より給付需要量がふえ、予算不足を生じた場合等は取り崩しを考えている。また、基金取り崩しを前提に、保険料の負担軽減を行っているとの答弁がありました。

このような審議を経まして、委員会では全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、執行部から報告事項として、上天草市交流センタースパ・タラソ天草施設管理運営に係る報告について、大矢野宮津地区複合施設整備事業の進捗状況について、第2期上天草市公立学校規模適正化基本計画の策定についての説明がありました。

次に、委員長から、平成30年度第2回定例会閉会後に協議確認を行った100万円以上の予算流用及び充用5件について報告をいたしました。

以上が文教厚生常任委員会で審査した内容でありますので、よろしく御協議いただき、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

なお、文教厚生常任委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることと決定しましたことにあわせて御報告いたします。以上で文教厚生常任委員長報告を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（園田 一博君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） これで質疑を終わります。

議案第59号、平成30年度上天草市一般会計補正予算第2号を除く議案について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

ただいま委員長から報告がありました案件について、順次採決いたします。

議案第56号、上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第56号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第57号、上天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第57号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第58号、上天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第58号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号、平成30年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第60号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第59号 平成30年度上天草市一般会計補正予算（第2号）

○議長（園田 一博君） 日程第5、議案第59号、平成30年度上天草市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

議案第59号、平成30年度上天草市一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する所管の各委員長の報告は可決です。

議案第59号は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。

したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前11時02分

---

再開 午前11時12分

日程第6 報告第10号 上天草市国民保護計画の変更の報告について

日程第7 同意第6号 上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（園田 一博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6及び日程第7を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 追加議案につきまして、御説明いたします。

追加議案として、上天草市国民保護計画の変更の報告についての報告案件1件、人事案件として上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての同意案件1件、合計2件

を提出しております。

詳しい内容につきましては、報告案件については、総務企画部長から、同意案件につきましては、私から説明いたしますので、議員の皆様におかれましては御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**○議長（園田 一博君）** 続きまして、総務企画部長。

**○総務企画部長（和田 好正君）** おはようございます。よろしくお願いいたします。

報告10号、上天草市国民保護計画の変更の報告について説明に入ります前に、説明資料に誤植がありましたので、まずそこについて説明させていただきたいと思っております。議員の皆様のお手元のほうに正誤表ということで、配布をさせていただいております。今回、議案の説明資料の4ページですけれども、上段のほう为正、下段のほうが誤りということで、ここの中で推進という漢字の文字ですけれども、水面からの深さをあらわす水深の表記が本当でございますけれども、物事を推し進める方の推進ということで、誤植をしておりましたので、おわびして訂正をさせていただきたいというふうに思います。申しわけありませんでした。

それでは説明に入らせていただきます。

追加議案書1ページをお願いします。あわせて説明資料の1ページから13ページをお願いいたします。

報告第10号、上天草市国民保護計画の変更の報告について御説明いたします。市町村長は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第1項の規定に基づき、国民の保護に関する計画を策定することとされており、本市におきましては、平成19年4月に上天草市国民保護計画を策定いたしました。これまで、当時の計画に基づき、国民の保護のための措置の実施に関する取り組みを行ってききましたが、本年度から防災体制の強化として、危機管理情報課を設置したこともあり、これまでの組織の名称等の変更等を踏まえ、別冊のとおり計画を変更しましたので、同法第35条第8項において準用する同条第6項の規定により市議会に報告するものでございます。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（園田 一博君）** 次に、同意第6号の提案理由の説明を求めます。

市長。

**○市長（堀江 隆臣君）** 追加議案書、2ページをお願いします。

同意第6号、上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明いたします。現委員であります、田中久美子氏が平成30年4月1日付けをもちまして任期満了となります。引き続き、後任の教育委員会委員として任命したいので、議会の皆様の同意を求めますのでございます。

同意を求める者の氏名は、濱崎千賀子です。住所、生年月日、経歴等は、議案書及び別紙資料のとおりでございます。任期は平成30年7月2日から平成34年7月1日までの4年間でございます。

提案理由といたしましては、教育委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を得る必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

同意第6号について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

これから同意第6号、上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。

したがって、同意第6号は同意することに決定しました。

---

日程第8 発議第3号 社会資本整備総合交付金の重点配分対象事業として位置付けた通学路整備の実施を要請する決議書の提出について

○議長（園田 一博君） 日程第8、発議第3号、社会資本整備総合交付金の重点配分対象事業として位置付けた通学路整備の実施を要請する決議書の提出についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

14番、桑原千知君。

○14番（桑原 千知君） 発議第3号提案理由を説明いたします。

発議第3号、社会資本整備総合交付金の重点配分対象事業として位置付けた通学路整備の実施を要請する決議書の提出についてを、上天草市議会、会議規則第14条第2項の規定により提出するものであります。

提出者は文教厚生常任委員長、桑原千知です。

提案理由を申し上げます。児童生徒の安全を確保する上で、通学路の整備は、急を要することから、上天草市交通安全プログラムの充実を図り、補助率の高い社会資本整備総合交付金の重点配分対象事業として整備を計画的に実施されるよう、執行部に強く要請する必要がある。

これがこの議案を提出する理由であります。

次に、決議書を読み上げます。

社会資本整備総合交付金の重点配分対象事業として位置づけた通学路整備の実施を要請する決議書。

平成24年4月に京都府亀岡市内の通学路で発生した集団登校中の児童の列に車が突っ込み、10人の児童が死傷した交通事故をはじめ、全国で登下校中の児童生徒が被害に遭う事故が相次いで発生したことから、各地域において通学路の定期的な合同点検の実施や対策の改善充実等の取り組みが行われている。

本市においても平成28年3月に上天草市交通安全プログラムを上天草市通学路交通安全推進会議が策定し、通学路の安全確保に関する取り組みの方針が示されたところである。

しかしながら、上天草市交通安全プログラムの内容を見ると、対策が必要な路線の把握が十分にされておらず、国道、県道、市道の通学路認定箇所において、道路幅員が狭い箇所や歩道がない箇所、カーブで見通しが悪い箇所、横断歩道付近の視認性が悪い箇所等、児童生徒の保護者及び地域住民から改善についての要望が上がっているものの、整備がおこなわれている。児童生徒の安全を確保するために、通学路の整備は急を要することから、本市議会は上天草市交通安全プログラムの充実を図り、補助率の高い社会資本整備総合交付金の重点配分対象事業として、整備を計画的に実施されるよう、執行部に強く要請いたします。

平成30年6月21日上天草市議会議長、園田一博。

提出先は上天草市長でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（園田 一博君）** 以上で、提案理由の説明が終わりました。

発議第3号について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（園田 一博君）** 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（園田 一博君）** 討論なしと認めます。

これから、発議第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

発議第3号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（園田 一博君）** 起立多数です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議員派遣の件

○議長（園田 一博君） 日程第9、議員派遣の件を議題といたします。本件は会議規則第167条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。

よってそのように決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合には、本職に一任を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。

よって変更する場合には、本職に一任することに決定いたしました。

---

日程第10 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（園田 一博君） 日程第10、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、各委員会の委員長から、所管事務調査について、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成30年度第4回上天草市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時24分